

日本の韓国併合とその国際的影響¹⁾

和田 春 樹*²⁾

1 はじめに

1910年になされた日本の韓国併合と以後35年間つづいた日本の朝鮮植民地支配は、日本と韓国、朝鮮の歴史にとって重大な事件であり、時代である。このことについて、明確な歴史認識を共有することが、日本と大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の共生、協力のために不可欠である。韓国併合について、これまでに多くの研究がなされてきた。日本では、海野福寿氏の『韓国併合』（岩波新書、1995年）、『韓国併合史の研究』（岩波書店、2000年）が代表的な作品であり、韓国では李泰鎮氏の編著『日本の大韓帝国強占』（カッチ、1995年）、共著『条約で見る韓国併合——不法性の証拠』（東北亜歴史財団、2010年）、著書『日本の韓国強制併合研究』（知識産業社、2016年）、尹大遠氏の著書『寺内正毅統監の強制併合工作と「韓国併合」の不法性』（ソミョン出版、2011年）が代表作である。海野氏と李氏はこれらの著作を出版する前に、1998年から2000年にかけて、雑誌『世界』誌上で論争を展開した。併合は不義不当であるという点では、二人は一致していたが、海野氏は併合条約の合法性、有効性を主張したのに、李氏はその不法性、無効性を主張した。私は、李泰鎮氏らとともに、韓国併合100年にさいして、日韓知識人1000人の共同声明を作成発表するのに参加した。声明は、併合の不義、不当性を主張する

とともに、併合条約の不義不当性を主張し、1965年の日韓条約第2条の解釈において、併合条約が当初より null and void であったとする韓国側の解釈で統一すべきであると主張した。

私は、その後韓国側関係者と研究を進め、とくに尹大遠氏の研究をうけついで、併合過程についての新著『韓国併合110年後の真実——条約による併合という欺瞞』（岩波ブックレット）を2019年12月に刊行した。この本は韓国語訳され、2020年6月に知識産業社から刊行された。この本で私は併合条約はもとから null and void であることを論証したつもりである。

これから私の韓国併合研究の概略を説明し、その上で韓国併合とその翌年におこった中国辛亥革命との関係について論じようと思う。

2 日本の朝鮮支配志向

日本が日露戦争を戦った目的は韓国に対して支配権を確立することが目的であった。日本海海戦によりロシアのバルト海艦隊をほぼ完全に壊滅させたことにより、ポーツマスでロシアとの講和会議を開くことができ、1905年9月ポーツマス条約を結ぶことができた。この条約第2条において、ロシア政府は「日本国が韓国において政治上、軍事上、および経済上の卓絶なる利益を有することを承認し」、日本政府が韓国において必要と認める指導、保護、および監理の措置をとるにあたり、「阻害」、または「干渉」しないことを「約束」す

* 東京大学名誉教授

ると認めた。ただし、ロシアの主張を容れて、日本の全権は、日本が将来韓国において執る措置が「韓国の主権を侵害す」ときは、「韓国政府との合意の上」でこれをおこなうということを会議録に記載することに同意した。

日本側全権小村寿太郎は、日本が次にとるべき措置は韓国の外交を廃止し、日本の保護国とすることであると決めていたが、韓国皇帝政府が保護国となる条約調印を拒否した場合には、日本国の決定、通告、公表によってこれを行うことを覚悟し、米国大統領セオドア・ローズヴェルトの了解をとりつけたのである。

1905年11月17日伊藤博文全権は継続する日本軍の占領の圧力のもとに朴齋純外部大臣に乙巳保護条約に調印させ、韓国を日本の保護国とした。伊藤は統監として韓国にとどまり、日本国の代表者として韓国政府を指揮、監督した。列国はこの条約を受け入れ、自国の公使館を閉鎖し、公使を引き揚げ、領事館のみを残した。韓国政府は統監を受け入れ、その指揮、監督に服さざるをえなかった。しかし、韓国皇帝高宗は抵抗の姿勢をとり、乙巳保護条約が強制されたものであり、無効であることをひそかに諸外国に訴えることをやめなかった。1907年にはハーグ万国平和会議に使節をおくったが、会議主催国ロシアは韓国使節の会議参加を拒否した。伊藤統監は密使派遣に対する懲罰として高宗を退位させ、軍隊を解散させ、外交のみならず、内政をも統監の指揮監督のもとに置いた。韓国政府は、外交、軍事を掌管する大臣はすでになくなり、のこった内政を担当する大臣のもとには日本人が次官をつとめ、彼らがすべての国事をすすめていた。韓国政府は統監の統治をかくす看板となっており、名目的な政府でしかなかった。

3 韓国併合への始動

日本がこのように韓国に対する統監統治を強めれば強めるほど、韓国内の抵抗がたかまり、社会的な動揺が強まっていた。この状況を突破するには、韓国を併合するという最終方策を断行するしかないという考えを押し出したのは、1908年7月

に第二次桂内閣の外相にもどった小村寿太郎であった。小村が外相にもどった直後、欧州で大きな波紋をよぶオーストリア＝ハンガリー帝国によるボスニア＝ヘルツェゴヴィナの併合が実現した。オーストリアが1878年以来占領支配してきたトルコ帝国領のこの地域を併合すると宣言し、そのことを皇帝の書簡で列国に通知したのである。1908年10月7日のことであった。

小村外相は、このときをとらえて、韓国併合について部下の倉知政務局長に命じて、検討をおこなわせた。その結果まとめた韓国併合意見書「韓国併合ニ関スル件」を、1909年3月30日、桂首相に提出した。韓国に対する日本の支配は「満足すべからざる」状態であり、急ぎ韓国における実力を「増進」し、他から「争われないほどの勢力を樹立」しなければならない。そのために、「適当の時期に於いて韓国の併合を断行すること」を決定することが主張されていた。併合の方法については、何も書かれていなかったのは、小村にとって、日本政府が決断すれば、可能になるのみだと考えられていたのである。この意見書は桂首相の支持をえた。桂と小村は連れ立って、帰朝した伊藤博文統監と会い、伊藤の支持もえた。この意見書は7月6日閣議決定されるにいたるのである。

この年秋、小村外相は倉知らにさらに研究させた併合実施案を桂首相に提出した。これは4つの文書からなっているが、第1文書の最初の2項は「(一) 併合実行の際には特に詔勅を発し併合の事実を内外に宣布せられ、併せて左の事項を宣明せらるること」、「(二) 右詔勅に於いては尚ほ韓半島の統治の全然天皇大権の行動に属する旨を示され、以て半島の統治が帝国憲法の条章に遵拠するを要せざることを明らかにし、後日の争議を予防すること」と明記していた。第4文書は第1項で「詔勅を以て併合を宣布せらるると同時に帝国政府より関係諸国に併合の趣きを通告し、且左の事項を宣言すること」としていた。小村の実施案は、韓国はすでに日本の保護国になっているので、詔勅で併合することができるとするものであった。これを詔勅併合案とよぶことにする。

しかし、小村の併合実施案は閣議決定とはならなかった。そのことは、韓国の若い研究者尹大遠

氏がアジア歴史資料センターで発見したこの文書に「四十二年秋外務大臣案ニシテ閣議ヲ経ザルモノ」との頭記がなされていることから明らかになった。これまで『小村外交史』と『公爵桂太郎伝』の記述の食い違いに歴史家は頭を悩ましてきたが、この点は私の解釈が一つの解決をもたらした。桂首相は小村の詔勅併合案を修正し、条約併合案を押し出したのである。桂は、「一の条約を締結し、韓国の任意に出でたる形式に依り、併合を実行するを以て最も穏当なる方法となす」とし、だめなら日本政府が「併合を宣言することとなし」、どちらの場合でも、「詔勅を以て併合を宣布」という案を提示したのである。桂文書の中には「総ての準備をなし、彼らをして併合の必要なるを志願せしむるの方法を取る」のがよいという桂のメモも存在する。桂が小村の強硬な併合断交案をおさえて、このような一見慎重な併合案を主張したのは、韓国内の義兵運動の高まりの上に安重根の伊藤前統監射殺事件がおきたことにおびえたからだと考えられる。

日本軍の臨時韓国派遣隊が1909年9月1日より10月末まで南韓大討伐実施計画を実行した。この間に討伐した義兵の兵力は66個の部隊、兵の数は4628人以上であった。義兵将に注目すれば、この期間に戦死した者は23名、逮捕された者は61名、自首した者は19名であった。義兵将で処刑された者は9年中には7名と記録されている³⁾。このような義兵運動の高まりの中でこの年10月26日、安重根の伊藤前統監射殺事件がおこった。この事件が桂首相に強い恐怖を呼び起こしたことは間違いない。だから、桂らは、力でおしまくる小村外相の詔勅併合案ではなく、偽りの協議、偽りの合意にもとづく条約併合案を寺内陸軍大臣にやらせる方向に進んだのではないか。

1910年年初より曾禰荒助統監が病気で帰国した。同郷の友人寺内正毅陸相が見舞い、韓国併合問題にコミットをふかめる方向に進んだ。寺内が桂首相を助け、山県有朋とも協議して、条約併合案を推進者していくこととなった。やがて寺内は統監就任をもとめられ、陸相肩書のまま、5月30日統監の発令をうけた。

4 寺内統監の条約併合方式の実行過程

統監になると、寺内は日本にいて、事前の準備をした。まず韓国駐劄軍の兵力を漢城龍山に集中させ、首都を厳戒態勢においた。ついで、明石元二郎朝鮮軍憲兵隊司令官を使って、6月30日に韓国警察を廃止、統監府警察に統一させ、警務総長を明石憲兵隊司令官に兼務させた。さらに併合準備委員会で作業させ、併合実行のために必要な文書をそろえた。7月8日条約を結んだ場合の詔勅案、「条約の締結なき場合の詔勅案」、条約案、諸外国向けの宣言案が「併合実行方法細目」とともに閣議決定された。この段階でも条約併合を主とするが、それがだめなら詔勅併合もかんがえという二段構えの準備となっていたのである。

7月23日寺内統監は仁川に上陸した。しばらく準備をととのえて、さまざまな工作を行った上で、じつに着任後3週間以上がすぎた8月13日になり、条約併合方式で実行することを決定し、東京の小村外相へその旨を通告した。そして、8月16日はじめて李完用首相を官邸に呼び、条約併合の意思を伝え、併合時の皇族の処遇と重臣たちの叙勲、韓国人官吏の採用について話した。これに対して、李首相は併合をうけいれるが、韓国という国号をのこすことと、皇帝に王の称号をのこすことの二点だけを要望した。寺内は韓国という国号を廃止、朝鮮という呼称にすることは修正できないが、王の称号をのこすことはうけいれるとし、東京の小村にその旨を伝え、承諾を得た。

8月18日寺内は、李首相を呼び、王の称号はのこすと回答した上で、日本政府の用意した併合条約案を提示した。この条約案は前文で「日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下は両国間の特殊にして親密なる関係を顧い、相互の幸福を増進し東洋の平和を永久に確保せむことを欲し、此の目的を達せむが為」に「韓国を日本帝国に併合する」ことが最善であると確信すると述べ、第一条で「韓国皇帝陛下は韓国全部に関する一切の統治権を完全且永久に日本国皇帝陛下に譲与す」とし、第二条で「日本国皇帝陛下は前条に掲げたる譲与を受諾し且全然韓国を日本帝国に併合することを承諾す」と記していた。韓国皇帝が統治権を日本天皇に譲

ると申し出て、日本の天皇がそれを受け入れ、韓国併合を承諾した、日本が韓国の願いを聞き届け、併合してあげるというストーリーである。

寺内はつぎに韓国側全権委嘱の韓国皇帝の詔勅案も提示した。「茲に韓国の統治を挙げて之を朕が最も信頼する大日本皇帝陛下に譲与することに決したり。依て……総理大臣李完用をして……統監寺内正毅と会合し商議協定せしむ。」これは来韓後に統監府で起草させたものである。

この日はじめて韓国側の大臣協議がおこなわれた。内部大臣朴齊純と度支部大臣高永喜も簡単には同意しなかったが、学部大臣李容植は「君辱めらるれば臣死す」と叫んで反対した。そこで李首相は、李容植を以後協議に出席させないため、水害の見舞いに日本に赴くように命じたが、李大臣は病氣と称して家にこもってしまった。李首相は8月19日、20日と大臣たちの説得を続けたが、20日には寺内は22日には調印を強行するとの見込みを東京に伝えている。そこで、8月21日小村外相は、天皇に条約裁可を奏上し、枢密院に22日諮詢することを取り決めた。小村は、駐英公使に条約と宣言の英訳を送り、英国政府に日本の併合方針を伝えよと指示した。

8月22日午前10時寺内は宮内府大臣閔丙奭、侍從院卿尹徳栄を呼び、この日の御前会議で皇帝は条約締結の決意を「宣示」し、総理大臣を全権委員に任命しなければならないとし、これを実施するように皇帝に奏上せよと命じた。午前11時閔と尹は参内し、皇帝に上奏した。皇帝純宗はこれを受け入れ、御前会議開催の勅令を発した。このころ李総理は、「統治権譲与に関する詔勅案」を「閣議決定」したので、「茲に閣下の承認を要す」という文書をつくり、統監のもとに送っている。18日に寺内からうけとった詔勅案に対して、寺内統監の承認を取り付けるもので、欺瞞である。もとより閣議決定はされていない。午後2時、御前会議がはじまった。純宗、閔丙奭、尹徳栄、李完用、朴齊純、高永喜、趙重応、李秉武、興王李載晃、金允植、が出席した。統監の秘書官国分象太郎が監視のため同席している。李首相が事態を説明すると、純宗はだまって全権委任の詔勅に署名し、国璽を印した。ついで李総理が条約文を朗読

した。さすがに「諸臣は、互いに顔を見合わせて、色を失った。」興王李載晃は「罔極」（悲しい限りでございます）と述べた。李総理は「なりゆきからどうしようもないのだ」と弁明した。中樞院議長金允植ははっきり「不可」、反対だと述べた。「他の大臣はみな無言であった。」これで御前会議は終わった。午後4時、李総理は、統監官邸で皇帝の詔勅を示し、条約に寺内とともに署名した。

結局のところ、併合条約の調印とは、対等な資格をもたず、条約を締結することができない保護国の首相と彼を指揮監督する支配国の現地代表者との間で演じられた、条約を結んだという演劇、芝居であった。

8月29日、日本政府は併合の詔書を出し、条約文を発表した。韓国政府も皇帝の勅諭を出し、条約文を発表した。天皇の詔書は「朕ハ韓国皇帝陛下ト與ニ、此ノ事態ニ鑑ミ、韓国ヲ挙テ日本帝国ニ併合シ、以テ時勢ノ要求ニ応スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ、茲ニ永久ニ韓国ヲ帝国ニ併合スルコトナセリ。」と宣言している。条約のことには触れていない。

韓国皇帝の勅諭は、統監府が作成したものと思われるが、皇帝の署名がなく、国璽が押されていない。韓帝は「由来積弱痼ヲ成シ、疲弊極処ニ到ル。時日間ニ挽回ノ施措望ナシ。昼夜憂慮善後策茫然タリ」と極度に自虐的にへりくだっている。「茲ニ韓国ノ統治権ヲ從前ヨリ親信依仰シタル隣国大日本帝国皇帝陛下ニ譲与シ、外東洋ノ平和ヲ鞏固ニシ内八域ノ民生ヲ保全セムトス。」こちらは条約の内容を説明している。

寺内にとっては、統監として人をだますための併合条約に署名したことよりは、この併合詔書の天皇の署名に連署したことの方がはるかに重要な意味ある行為であったと思われる。寺内一人三役の離れ業、寺内の一人芝居の完成である。日本帝国は、この詔書によって、韓国併合を宣布し、天皇の大権により植民地支配を進めていくことをはじめたのである。この詔書が日本国家にとっての朝鮮植民地支配の法的根拠であったのは言うまでもないが、20世紀はじめの東アジア世界においてみれば、併合条約はまさに日本の韓国併合という暴力的行為のいちじくの葉にすぎなかった。そん

なもののもとから null and void であったという 1965年の韓国の主張こそ、日韓両国の共通の歴史認識とならねばならない。

5

かくして1910年8月日本は韓国を併合した。日本はついにアジア大陸の一角、朝鮮半島の国家を自国の領土とし、アジア大陸に自らの帝国支配を拡大したのである。東北アジアの歴史の新しい頁が開かれたその翌年、1911年10月に今度はその拡大した日本帝国に隣接する中国で清朝帝国を終わらせる辛亥革命がおこった。大韓帝国は外から、日本帝国の力で消滅させられたのに、清朝帝国は中国国民の力で打倒された。とすれば、韓国併合と辛亥革命を切り離して、それぞれ別個の、無関係な歴史的大事件と考えることができるだろう。

韓国併合は東アジアにどのような影響をおよぼしたのか。実はこの問題はこれまでほとんど研究されてこなかった。韓国併合の翌年に辛亥革命がおこったことの関係性を考えた人もなかった。しかし、二つの出来事はまぎれもなく、関連していたのである。

日本の中では民間の運動家がこの過程で「日韓合邦」運動を展開していた。韓国の一進会の李容九、宋秉峻らと組んでいた日本人グループの中心は黒龍会の内田良平であった。内田は東学農民運動に介入し、日清戦争を推進した天佑俠から活動を始め、ロシア革命を助けると称して、日露戦争を推進し、戦後には韓国の併合をめざして、政府の消極策を批判していたのである⁴⁾。だが、内田は、孫文を中心とする中国革命を支援する運動にも深くコミットしていた。こちらの中核は、宮崎滔天、萱野長友、平山周、金子克己らであったが、内田は、彼らと結びつき、孫文らの活動に資金の援助、武器調達の援助を行っていた。

内田良平は韓国併合と辛亥革命という二つの大義に関わる自らの立場について、1932年の著書『日本之亜細亜』の中に次のように重要な証言を残している。内田は、伊藤博文統監が併合断交に消極的と見て、その辞職、更迭を求めてきたのだが、1909年の時点で、その要求を出す理由を説明

している。「著者がかくのごとく日韓合邦を急いだ所以は、支那革命の機運すでに熟し、数年を待たずして勃発すべき形勢にあるをもって、支那革命に先だち合邦せざるにおいては、韓国の人心支那革命の影響を被り、いかなる変化を生ずべきか測るべからざるものあるのみならず、満蒙独立の経緯も行うべからざることとなるべき憂いがあった。」⁵⁾

中国で清朝帝国打倒の革命をもとめる人々は日清戦争で帝国政府が敗北したことを歓迎した。日本は講和会議で台湾と遼東半島を要求したのだが、日本に対する期待は下がらなかった。日清戦争の後、日本に多くの中国人留學生がやってきて、その中から孫文の中国革命同志会も生まれたのであった。日露戦争での日本の優勢勝ちの結果、日本が韓国を保護国にするとともに、清国との関係の調整のため、清国留學生取締規則を制定すると、憤激した一部の留學生は帰国した。日本への反発が広がったが、孫文ら、革命の指導部は日本の力を利用することを止めなかった。中国内部での反乱は連続しておこされていたが、反乱の勝敗を決するのは武器であり、武器は日本から獲得する必要があったのである。事実参謀本部第二部長宇都宮太郎は革命派に資金援助を辛亥革命がおこるまで続けていた。内田良平も孫文らが1911年12月に三井銀行から30万円の借款をうるのに代理人となって交渉をまとめたのである。1912年元旦に中華民国臨時政府が樹立されると、孫文はただちに数人の日本人を政府顧問に任命したが、外交顧問に任命されたのが内田良平であった⁶⁾。

もちろん中国の革命派の中にも安重根の伊藤博文射殺に強い印象をうけた動きがあることは知られている。日本にいた思想家梁啓超のケースは一層深い分析が必要となる⁷⁾。辛亥革命の一般の兵士、活動家のレベルの朝鮮、日本認識はどうであったかは、知られていない。

しかし、孫文が日本の韓国併合についてどのように考えていたにせよ、彼が辛亥革命のために日本の力を利用しようとしていたことは間違いないであろう。その意味では1910年-11年の時点で、東アジアで帝国主義に反対する人々の連帯はなりたっていなかったと言わざるを得ない。

注

- 1) 本論文は、「第7回日韓国際学術会議シンポジウム—韓国ソウル安重根義士記念館と龍谷大学安重根東洋平和研究センターをむすんで—」〈テーマ〉安重根（アンジュンゲン）と北東アジアを取り巻く国際関係（2020年11月20日）で、発表されたものである。
 〈主催〉 安重根義士記念館（韓国）・龍谷大学安重根東洋平和研究センター（日本）
 〈協力〉 龍谷大学図書館・駐大阪大韓民国総領事館・在日本大韓民国民団大阪府地方本部・コリア NGO センター
 〈場所〉 安重根義士記念館講堂（ソウル会場）・龍谷大学深草キャンパス22号館101号室（京都会場）or ZOOM 配信
- 2) 東京大学文学部西洋史学科卒業。ロシア近現代史・北朝鮮現代史・東北アジア国際関係史。『朝鮮戦争全史』・『日露戦争—起源と開戦—』（上下）・『北朝鮮現代史』・『ロシア革命—ペトログラード1917年2月—』・『韓国併合110年後の真実』・「日本における安重根への関心と評価—強権的帝国主義批判とその思想的継承—」
- 3) 『高宗時代史』第六卷、国史編纂委員会、1972年、874-876、903-907頁、その他。
- 4) 和田春樹『ニコライ・ラッセル—国境を超えるナロードニキ—』下巻、中央公論社、1973年、149-153頁。
- 5) 内田良平「日韓合邦」、竹内好編『アジア主義』筑摩書房、1963年、217-218頁。
- 6) 王柯「民権、国権、政権—辛亥革命と黒龍会—」、『辛亥革命と日本』藤原書店、2011年、85-89頁。
- 7) 李泰鎮氏は梁啓超が安重根の行為について深く考え、2編の詩をつくっていたこと、さらに旅順での安の裁判を傍聴したことを明かにしている。李泰鎮「安重根と梁啓超」、李洙任・重本直利編『共同研究安重根と東洋平和』明石書店、2017年。梁啓超は、ファン・ボーチャウの『越南亡国史』（1906年）に序文をよせ、ベトナム人のフランス帝国主義に対する闘争を励ましていることが知られている。